

公告第 2025-12 号
令和 8 年 3 月 27 日

任意継続被保険者各位

キオクシア健康保険組合
理事長 沖代 恭太
(公 印 省 略)

令和 8 年度任意継続被保険者の標準報酬月額及び保険料率について

健康保険法第 47 条の規定による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額、及び保険料率について下記のとおりお知らせします。

記

令和 8 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 令和 7 年 9 月 30 日現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額 (524,268 円) を標準報酬月額の基礎額とみなした標準報酬月額 530,000 円 (31 等級)

また健康保険料率、介護保険料率、子ども・子育て支援金率については、次のとおりです。

①健康保険料率:79.700‰(令和 7 年度より▲2.300‰)

※調整保険料率 1.450‰を含む。

②介護保険料率:19.000‰(令和 7 年度より▲1.700‰)

③子ども・子育て支援金率:2.300‰

※子ども・子育て支援金率は、令和 7 年 12 月 26 日、子ども家庭庁事務連絡で示されました。

(すべての健保が同じ率です。)

適用期間:令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

以 上